

第4章 計画の推進に向けて

4-1 各駐輪対策の体系的推進

駐輪対策はハード整備（駐輪場の設置）とソフト対策を両輪として、計画理念に掲げる「放置自転車のない、快適な歩行空間の確保」実現に向け、本計画を推進します。

そのためには、各関係機関との連携、自転車利用状況や社会・地域状況の変化に対応することが必要です。

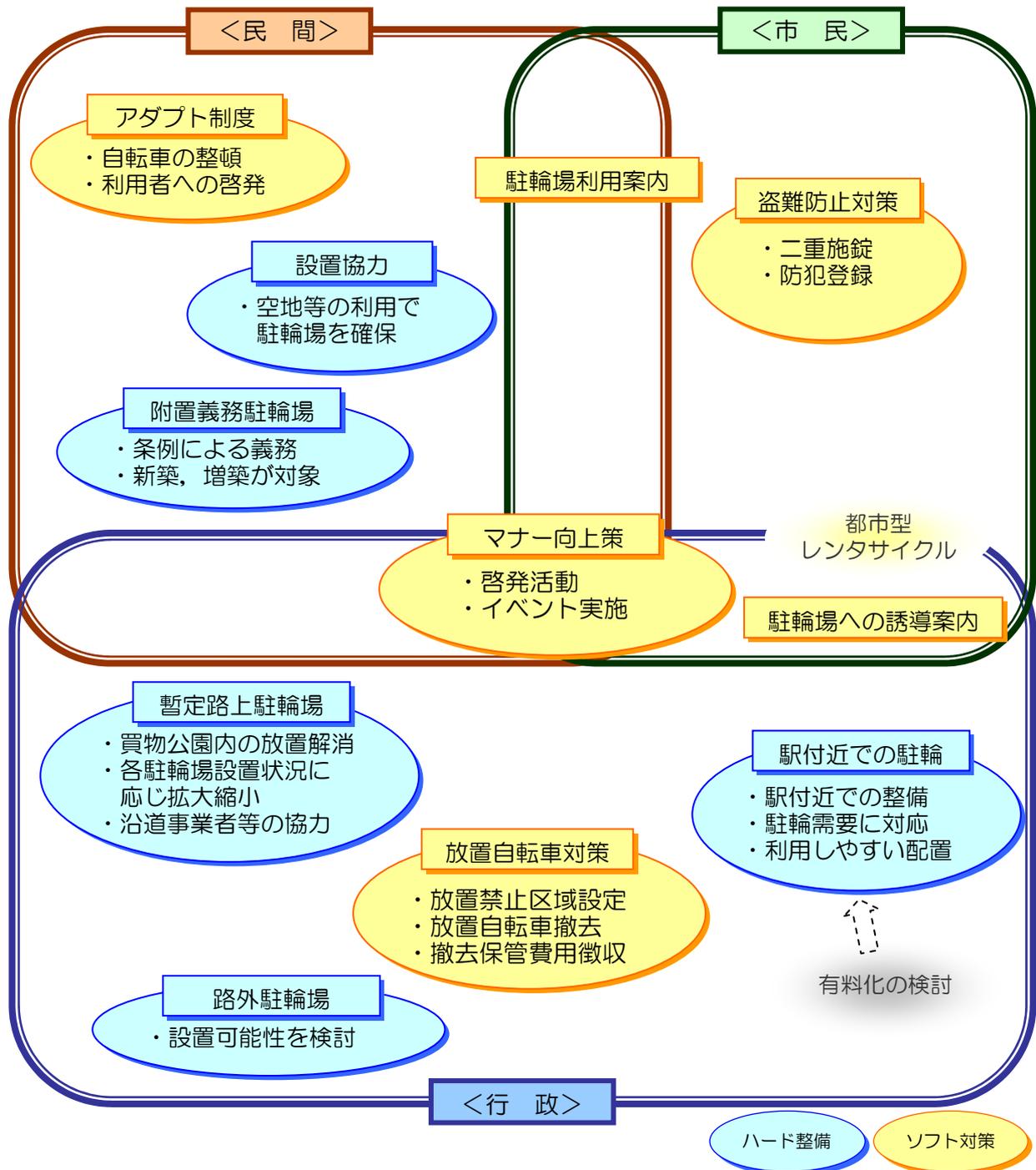


図 4-1 各対策の関連と役割分担

表 4-1 計画推進スケジュール

各 対 策		役割分担*			短期		長期	将来
		行政	民間	市民	H21~H22	H23~H25		
ハード整備	駅付近での駐輪場	◎						→
	路外駐輪場	◎						→
	附置義務駐輪場		◎					→
	設置協力		◎					→
	暫定路上駐輪場	◎						→
ソフト対策	自転車放置禁止区域の設定	◎						→
	放置自転車の撤去	◎						→
	撤去自転車の撤去保管費用の徴収	◎						→
	駐輪場への誘導案内	◎	◎	○				→
	自転車の盗難防止対策	◎	◎	◎				→
	アダプト制度による自転車整理	○	◎	○				→
	都市型レンタサイクル	◎		○				→
	啓発活動	◎	◎	◎				→
	イベントの実施	○	◎	○				→
駐輪場の有料化		◎						→

※役割分担 ◎：主体，○：協力

4-2 行政・民間・市民の協働

駐輪対策は関係者全員で協力し、解決する問題であることから、行政・民間・市民の理解と協力が必要です。

ハード整備（駐輪場の設置）では、行政は公共駐輪場の設置、民間はお客様用や従業員用等の駐輪場の設置に努め、それらが補い合うことで、良好な都市環境の形成を目指すことが重要です。

また、ソフト対策では、行政・民間・市民がそれぞれ役割を果たし、補い合うことが必要です。

表 4-2 行政・民間・市民の役割と協働

	内容
行政の役割	駅北広場や高架下での駐輪場整備をはじめ、路外駐輪場設置の検討や暫定路上駐輪場の拡大と、自転車放置禁止区域の設定や放置自転車の撤去、駐輪場への誘導案内等のソフト対策に着実に取り組む。
民間の役割	附置義務条例の趣旨を理解し、附置義務駐輪場設置に協力する。お客様や従業員のための駐輪場は敷地内に確保するように努め、適切に利用するよう呼びかける等、積極的に駐輪対策を実施する。
市民の役割	道路上等で自転車を放置せず駐輪場を利用することや、自転車を購入する際は防犯登録に加入するように心掛ける。 また、家族・友人・知人等に、自転車利用ルールをきちんと守り、自転車を利用するよう呼びかけ合い自覚することで、マナー向上に努める。
行政・民間・市民の協働	行政や民間が設置した駐輪場を利用してもらうためには、市民への案内周知やマナー意識が重要であり、マナーアップキャンペーンへの参加・協力やアダプト制度による啓発等、行政・民間・市民がそれぞれの役割を分担し、協働しながら駐輪対策に取り組む。